



島根県報

平成22年10月19日（火）

第2,232号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任

（農 村 整 備 課） 2

都市計画変更の図書の縦覧（2件）

（都 市 計 画 課） 3

【公 告】

環境影響評価書の縦覧

（都 市 計 画 課） 3

告 示**島根県告示第617号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

出雲市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

北村 肇 出雲市渡橋町132番地 1
木次 誠 出雲市武志町352番地 5
安達 高治 出雲市下横町128番地
矢野 利治 出雲市知井宮町1500番地 1
神谷 湧三 出雲市大津町389番地
伊藤 弘之 出雲市古志町3987番地 5
渡部喜代男 出雲市所原町5249番地 2
三成 重徳 出雲市矢尾町758番地

監事

児玉 純男 出雲市稗原町2940番地
北村 信夫 出雲市稲岡町174番地
曾田 量一 出雲市上島町1219番地

2 就任年月日

平成22年10月4日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

北村 肇 出雲市渡橋町132番地 1
木次 誠 出雲市武志町352番地 5
長岡 秀人 出雲市東福町416番地
河内 幸男 出雲市駅南町1-1-1ラ. ミューズ出雲802
今岡 壽夫 出雲市乙立町438番地
安達 高治 出雲市下横町128番地
米原 稔 出雲市浜町1762番地
岸 毅 出雲市上塩冶町1562番地
鎌田 重吉 出雲市今市町414番地
矢野 利治 出雲市知井宮町1500番地 1
神谷 湧三 出雲市大津町389番地
川上 廣盛 出雲市荒茅町371番地
曾田 進 出雲市上島町2718番地 1
福田 修彦 出雲市東林木町622番地
伊藤 弘之 出雲市古志町3987番地 5

渡部喜代男 出雲市所原町5249番地2
北村 信夫 出雲市稲岡町174番地
児玉 純男 出雲市稗原町2940番地
三成 重徳 出雲市矢尾町758番地
石飛 克徳 出雲市大島町976番地

監事

新宮 文夫 出雲市東林木町1437番地
渡部 幸延 出雲市東園町1092番地
布野 正行 出雲市西神西町891番地

島根県告示第618号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
三隅都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
浜田市三隅町三隅、向野田、古市場、岡見
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

島根県告示第619号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
益田都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
益田市土田町、西平原町、木部町、津田町、遠田町、久城町、高津一丁目、高津三丁目
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

公 告

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第21条第2項及び第25条

第2項の規定により、環境影響評価書（同法第24条の書類を含む。以下「評価書」という。）を作成したので、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第27条の規定により次のとおり公告し、当該評価書及びこれを要約した書類を縦覧に供する。

平成22年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画決定権者の名称

島根県

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

名称 三隅益田線

種類 一般国道（改築）

規模 延長 約15.2キロメートル

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

起点 島根県浜田市三隅町三隅

終点 島根県益田市遠田町

4 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

浜田市及び益田市

5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所 島根県土木部都市計画課、浜田市役所、浜田市役所三隅支所及び益田市役所

縦覧期間 平成22年10月19日から同年11月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。）

縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで